

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2024/11/18 号 (No. 607)

=====

【ジェトロ北京事務所からのお知らせ】

ジェトロ北京事務所は、「商標使用許諾届出手続に関するガイドライン」、「商標取消手続に関するガイドライン」及び「商標権侵害事件における不法経営額の算定弁法」を発表」と題する記事を作成しました。

本記事は、10月29日、国家知識産権局（CNIPA）が公表した「商標使用許諾届出手続に関するガイドライン」及び「商標取消手続に関するガイドライン」、CNIPA 及び国家市場監督管理総局が公表した「商標権侵害事件における不法経営額の算定弁法」の概要を紹介するものです。

○【北京発中国 IP 情報】「商標使用許諾届出手続に関するガイドライン」、「商標取消手続に関するガイドライン」及び「商標権侵害事件における不法経営額の算定弁法」を発表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20241113.pdf

○【北京発中国 IP 情報】知財関係法規の和訳掲載のお知らせ

以下の知財関係法規について和訳を作成し、弊所 HP に掲載しました。

商標権侵害事件における不法経営額の算定弁法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241030_1.pdf

商標使用許諾届出手続きに関するガイドライン

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241029_3.pdf

商標取消手続きに関するガイドライン

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241029_1.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェトロ・北京事務所 知的財産部

Tel: +010-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【ジェトロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェトロ・香港事務所では、「SAMR」、「SEP 分野における独占禁止ガイドライン」を公表」と題する記事を作成しました。

本記事は、11月4日に国家市場監督管理総局（SAMR）が公表した「標準必須特許に関する独占

禁止ガイドライン」の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

○【香港発中国創新 IP 情報】SAMR、「SEP 分野における独占禁止ガイドライン」を公表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20241115.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェトロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局と在中国米国商工会議所が会談(国家知識産権網 2024 年 11 月 9 日)
2. 国家市場監督管理総局、「標準必須特許独占禁止ガイドライン」発表(国家市場監督管理総局公式サイト 2024 年 11 月 8 日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京、海外知的財産権保護の支援策を発表 新たな管理規定で支援体制を強化(国家知識産権網 2024 年 11 月 8 日)

【華南地域】

2. 海南省、全国初の無性生殖植物に関する知的財産権保護強化施策を発表(国家知識産権網 2024 年 11 月 13 日)
3. 広東・香港・澳門、第 4 回税関知的財産権法執行協力会議を開催(香港税関 Wechat 公式アカウント 2024 年 11 月 13 日)

【その他地域】

4. 12 省・直轄市、知的財産権保護で連携強化＝重慶で協力会議開催 (中国保護知識産権網 2024 年 11 月 11 日)
5. 長沙市公安局、企業の知的財産権保護を強化する新対策を導入(中国保護知識産権網 2024 年 11 月 8 日)

○ 司法関連の動き

1. 北京市検察機関、外国関連の知的財産権侵害取り締まりを強化 (最高人民検察院公式サイト 2024 年 11 月 13 日)
2. 広州インターネット法院、五カ年発展計画を発表＝AI 生成物著作権認定基準を探る(中国保護知識産権網 2024 年 11 月 6 日)
3. 広東省、知的財産権刑事事件の典型的事例を公表 (広東法院網 2024 年 11 月 11 日)
4. 北京知識産権法院、過去 10 年で 3.6 万件超の涉外事件を審理(中国保護知識産権網 2024 年 11 月

8 日)

5. 深セン知的財産法廷と国家知識産権局、特許侵害訴訟と無効審判の合同審理を実施(中国保護知識産権網 2024 年 11 月 8 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 中米、オンライン販売の知的財産権侵害取り締まりで協力強化(国家市場監督総局公式サイト 2024 年 11 月 11 日)

2. 国家市場監督管理総局、1～9 月に 3 万件余の商標権侵害と専利詐称事件を摘発(中国保護知識産権網 2024 年 11 月 8 日)

【華東地域】

3. 上海市知識産権局、進博会の知財サービス強化に向け全方位的支援(上海市知識産権局公式サイト 2024 年 11 月 12 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 「百鎖千企」特許産業化推進プロジェクトが発足(中国知識産権资讯网 2024 年 11 月 14 日)

2. 広西・百色市、知的財産権活用でアルミ産業の競争力を強化 (中国知識産権资讯网 2024 年 11 月 13 日)

3. 中国企業トップ 500、研究開発への投資強化(国家知識産権網 2024 年 11 月 11 日)

4. 中国 EV 業界が特許資産で資金調達、全国初の ABS 発行とパテントプール構築を発表(中国知識産権资讯网 2024 年 11 月 8 日)

○ 統計関連

1. 中国の特許出願件数が再び世界 1 位に WIPO 年次報告書発表(広東省知識産権保護センター Wechat 公式アカウント 2024 年 11 月 13 日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含みます。

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局と在中国米国商工会議所が会談★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）の盧鵬起副局長は先日、北京で在中國米国商工会議所（AmCham）会長のマイケル・ハート氏が率いる会員企業代表団と会談を行った。

盧副局長は、中国における知的財産権保護の現状を説明し、中国政府が知的財産権を重要視し、国内外の企業に対して公正で平等な保護を提供することを一貫して堅持していると強調した。また、CNIPA として、外資系企業からの意見や提案に積極的かつオープンに対応し、市場化、法治化、国際

化を推進した一流のビジネス環境を整備することに努める姿勢を示した。

これに対し、ハート会長は、中国の知財保護における進展を会員企業が高く評価していると述べた。また、AmCham として、中米間の知的財産権分野における交流と協力をさらに促進し、両国間の架け橋としての役割を引き続き果たしていく意向を表明した。

会談の最後に、ハート会長は盧副局長に「2024 年米国企業中国白書」を手渡し、両者は知財分野におけるさらなる協力に期待を寄せた。

(出典：国家知識産権網 2024 年 11 月 9 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/11/9/art_53_196011.html

★★★2. 国家市場監督管理総局、「標準必須特許独占禁止ガイドライン」発表★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）は 11 月 8 日、「標準必須特許独占禁止ガイドライン」を発表した。

ガイドラインは全 6 章 22 条で構成され、標準必須特許（SEP）に関する定義や独占的行為の分析基準、関連市場の範囲設定に関する指針を示している。また、情報開示やライセンスに関する約束、誠実な交渉などの行動指針を設け、ハイリスク行動の防止策を明確にすることで、事業者にとっての明確な行動規範を提供し、公平な市場競争と産業のイノベーション促進を支援することを目的としている。

標準必須特許のライセンスは、無線通信、音声・映像、モノのインターネット（IoT）など多くの分野をカバーし、関連する主体の多様化やモデルの複雑化が進んでいる。そのため、正常なビジネス行為と不正競争行為の間に曖昧な領域が生じ、企業活動の予測可能性を低下させる要因となっている。こうした背景から、新たなガイドラインの制定は、中国における標準必須特許の管理体制を健全化し、秩序ある市場環境の構築、さらには国内産業の国際競争力向上にも寄与することが期待される。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2024 年 11 月 8 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202411/content_6985613.htm

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京、海外知的財産権保護の支援策を発表 新たな管理規定で支援体制を強化★★★

北京市知識産権局はこのほど、「北京市海外知的財産権保護支援業務管理弁法（試行）」（以下「弁法」）を発表した。弁法は全 5 章 22 条で構成され、海外知的財産権保護支援の定義、範囲、業務原則を明確にしている。

弁法では、海外での知的財産権紛争に対応する具体的な支援内容として、紛争動向の監視、案件指導、重点産業への支援、多様な紛争解決手法、情報提供、能力向上の 6 項目を掲げた。また、北京市はこの支援活動が円滑に進むよう、制度、資金、専門家、技術の各分野で保障を提供するとしている。

この新たな支援体制により、北京市はイノベーション主体が海外で知的財産権リスクに効率的に対応し、合法的な権益を確実に守るための支援を強化していく方針である。

(出典：国家知識産権網 2024 年 11 月 8 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/11/8/art_57_195997.html

【華南地域】

★★★2. 海南省、全国初の無性生殖植物に関する知的財産権保護強化施策を発表★★★

海南省は、全国初となる無性生殖植物に関する知的財産権の保護強化施策「無性生殖植物の知的財産権保護に関する活動方案」（以下「方案」）を発表した。この方案は、制度整備、技術支援体制の充実、追跡システムの構築、法執行の強化、信用体系の整備など、5 つの側面における 15 の主要な任務を明確にし、無性生殖植物の知的財産権を全面的かつ全過程にわたって保護する方針を示している。この施策により、無性生殖植物の知的財産権保護の水準が向上し、イノベーターの合法的な権利と利益が守られるとともに、オリジナルなイノベーションの奨励と効率的な活用が促進されることが期待されている。

「方案」では、行政による法執行と刑事・司法機関との効果的な連携が特に強調されており、行政機関と司法機関の協力メカニズムの整備が求められている。また、無性生殖植物分野における営業秘密の保護強化も重要なテーマとなっており、海南自由貿易港の実情に基づいた保護対策が打ち出されている。具体的には、無性生殖植物品種に関する情報データベースの整備や標準サンプルライブラリの構築などが含まれている。

(出典：国家知識産権網 2024 年 11 月 13 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/11/13/art_55_196045.html

★★★3. 広東・香港・澳門、第 4 回税関知的財産権法執行協力会議を開催★★★

11 月 7 日、香港税関の助理関長（情報および調査担当）である頼子榮氏、税関総署広東省分署の副主任である馮國清氏、そして澳門（マカオ）税関の副関長である李煜輝氏が、三地域の代表団を率いて澳門で開催された第 4 回「粵港澳税関知的財産権法執行協力会議」に出席した。

広東・香港・澳門（粵港澳）の三地域の税関は、知的財産権保護に対して常に高い関心を示しており、「粵港澳グレーターベイエリア発展計画綱要」の実進を進めるため、2019 年から積極的に情報交換や共同特別行動、視察交流を通じて知的財産権保護に取り組んでいる。

会議では、三地域の税関がさらなる越境協力メカニズムの充実を目指し、これまでの知的財産権保護に関する共同エンフォースメントの成果を総括した。また、グレーターベイエリアにおける知的財産権保護の法執行分野での協力案について議論が交わされた。さらに、三地域の代表団はグレーターベイエリア知的財産権相談センターと澳品薈（MinM Plaza）を視察し、澳門のデザインおよびクリエイティブ産業の発展について意見交換を行った。これにより、三地域における知的財産権保護の法執行協力が一層促進されることが期待されている。

(出典：香港税関 Wechat 公式アカウント 2024 年 11 月 13 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/JpJnbEoURHtRjGb8sU1RIA>

【その他地域】

★★★4. 12 省・直轄市、知的財産権保護で連携強化＝重慶で協力会議開催 ★★★

地域間での知的財産権行政保護の協力を深めるため、11 月 7 日に「12 省・直轄市知的財産権行政保護協力会議」が重慶市で開催された。本会議は、国家知識産権局（CNIPA）知的財産保護司の指導の下、重慶市知識産権局が主催し、北京、天津、河北、上海、江蘇、山東、広東、四川、湖北、浙江、安徽の知識産権局が共同で実施したものである。

会議では、12 省・直轄市が協力して知的財産権侵害が疑われる 160 件の情報を共有するとともに、「第三次重点商標保護リスト」（359 件）および「第二次重点地理的表示保護リスト」（222 件）を発表した。また、各地の代表者が知的財産保護の現状や取り組みについて意見交換を行った。

「12 省・直轄市知的財産権行政保護協力メカニズム」は、2019 年に上海で発足して以来、地域間での知財保護の連携を強化し、多くの成果を上げている。2023 年には、広東省で協力覚書を締結し、協力目標を一層明確にした。この仕組みは、地域間での知財保護の強化に重要な役割を果たしている。

今回の会議では、重慶市知識産権局から四川省知識産権局へと協力メカニズムの当番が引き継がれた。次回の協力会議は四川省で開催される予定であり、今後も地域間の知的財産権保護体制のさらなる発展が期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 11 月 11 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/cq/202411/1989059.html>

★★★5. 長沙市公安局、企業の知的財産権保護を強化する新対策を導入 ★★★

湖南省長沙市公安局（警察）はこのほど、企業の知的財産権を保護するための新しい取り組みを開始した。企業は「知的財産権リスク評価」Wechat ミニプログラムを利用して、自社の知的財産権に関する包括的な「健康診断」を受けることができる。

このミニプログラムには、「アンケート評価」「リスク等級」「リスク一覧」「防御策提案」などの機能が搭載されている。データ分析を通じて、プログラムは企業の知的財産権におけるリスク等級を評価し、リスクの一覧を示すとともに、防御策を提案する。また、プログラムは企業が知的財産権の保護や管理において直面している実際の状況やニーズを収集する役割も果たしている。

長沙市公安局は、プログラムで評価されたリスク等級を基に、企業の知的財産権保護の弱点を特定し、分類してデータベースを作成する。さらに、各企業に合わせたカスタマイズ型の対策である「一企業一対策」を実施する。

このプログラムは 10 月に稼働を開始し、これまでに 280 社の企業を対象に「健康診断」を実施した。その結果、企業の商業秘密や商標に関するリスク要因を 93 件特定した。また、営業秘密に関する高リスク企業のデータ資料を 45 件、商標に関する高リスク企業のデータ資料を 90 件作成した。さらに、280 社に対して、それぞれの企業に最適化された「一企業一対策」の防御策を提供している。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 11 月 8 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/dfhn/202411/1989041.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. 北京市検察機関、外国関連の知的財産権侵害取り締まりを強化 ★★★

北京市の検察機関は 2023 年以降、外国関連の知的財産権に関する刑事事件 113 件、249 人、民事訴訟監督案件 2 件、行政訴訟監督案件 113 件を処理した。これらの案件は主に、商標や著作権侵害、不正競争、商標権の確定を巡る紛争などに関連している。

北京市の検察機関は、最高人民検察院により知的財産権の検察機能を集中・統一的に履行する初期試験機関として指定されている。涉外分野では、刑事、民事、行政、公益訴訟の各職能を統合し、多角的に外国企業の合法的権益を保護することが求められている。

今年 4 月には、北京市昌平区市場監督管理局が行政法執行と刑事司法の情報共有メカニズムを通じて、管轄区域内で複数の海外著名ブランドの洋服を模倣する拠点を発見し、これを昌平区検察院に報告した。これを受けて、昌平区検察院は警察や行政機関と連携し、事件の性質の特定や証拠収集に関する迅速な意見を提供した。この取り組みにより、容疑者の逮捕・起訴がスムーズに進み、外国関連の知的財産権侵害の取り締まりが大きく強化された。

また、2023 年以降、昌平区検察院は、知的財産権侵害における行政法執行と刑事司法の連携メカニズムを積極的に活用し、行政法執行機関に対して商標権侵害犯罪に関する 10 件・10 人の立件を提案した。これにより、案件の移送がスムーズに進み、さらなる取り締まりの強化が図られている。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2024 年 11 月 13 日)

https://www.spp.gov.cn/llyj/202411/t20241113_672914.shtml

★★★2. 広州インターネット法院、五カ年発展計画を発表＝AI 生成物著作権認定基準を探る ★★★

10 月 30 日、広州インターネット法院は「広州インターネット法院高水準インターネット司法構築の五カ年計画（2024-2028）」（以下「計画」）を発表した。本計画では、インターネット関連の司法実務において注目される「人工知能（AI）が生成した作品の著作権の帰属」などの課題が取り上げられている。

「計画」は、デジタル権利・利益の保護、デジタル市場ルールの整備、越境司法実務の深化、デジタル法治人材の育成強化を含む 8 分野にわたり、40 項目の重点作業を定めている。これにより、インターネット司法の高水準化を目指す方針が示されている。

特に人工知能に関しては、業界の安定的な発展に寄与することを目標に、AI 技術の健全な発展を促す司法方針が示されている。具体的には、生成型 AI による権利侵害責任の慎重な確立、学習データの合理的な使用に関する検討、AI 生成物の著作権認定基準の模索などが含まれており、これらの課題に対応する方針が明記されている。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 11 月 6 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffj/202410/1988908.html>

★★★3. 広東省、知的財産権刑事事件の典型的事例を公表 ★★★

広東省高級人民法院は 11 月 11 日、登録商標偽造罪や偽造登録商標商品販売罪、営業秘密侵害罪、

著作権侵害罪に関する知的財産権刑事事件の典型事例を発表した。今年 1 月から 9 月の間に広東の裁判所で審理された知的財産権関連事件は約 6.1 万件に上り、そのうち一審刑事事件は 1097 件あった。この中で登録商標偽造罪や偽造登録商標商品販売罪が全体の約 9 割を占め、最も多い割合となっている。

近年、広東では知的財産権刑事事件の件数が増加傾向にある。2023 年通年では一審刑事事件が 1061 件だったが、今年は 1 月から 9 月だけで 1097 件となり、前年同期比で 61.8%増加している。内訳として、登録商標偽造罪が 496 件、偽造登録商標商品販売罪が 474 件、違法登録商標製造販売罪が 81 件、著作権侵害罪や権利侵害複製品販売罪、営業秘密侵害罪が 46 件である。

今回発表された 5 件の典型事例は、広東の裁判所が知的財産権犯罪に対して刑事裁判を通じた厳格な取り締まりと法的抑止力を十分に発揮していることを示している。また、これらの事例は、新たな質の生産力の発展を支援し、社会経済の健全な成長を促進するための基盤強化に貢献するものとみられている。

(出典：広東法院網 2024 年 11 月 11 日)

https://www.gdcourts.gov.cn/xwzx/gdxwfb/content/post_1842869.html

★★★4. 北京知識産権法院、過去 10 年で 3.6 万件超の涉外事件を審理★★★

2014 年 11 月から 2024 年 10 月までの間に、北京知識産権法院は合計 3 万 6201 件の涉外知的財産権事件を審理した。これは同法院で受理した全事件の 17.92%を占める。当事者は世界五大陸、100 を超える国と地域に広がっている。これらのデータは、11 月 6 日に北京知識産権法院が開催した記者会見で発表された。

北京知識産権法院は、2014 年 11 月 6 日に全国初の知的財産権専門裁判所として設立された。同日発表された「北京知識産権法院 10 年裁判業務白書（2014～2024）」によると、外国人当事者の訴訟参加ニーズに対応するため、同法院は涉外事件における当事者資格審査の経験を集約し、18 の主要国に対応した「涉外事件主体資格証明書の手続きガイド」を中英両言語で発表している。このガイドにより、外国の当事者が必要な資格証明書類を円滑に取得できる明確な指針が提供されている。

さらに白書では、北京知識産権法院が今後、知的財産権保護の国際基準との連携を一層強化し、世界知的所有権機関（WIPO）の枠組み下で既存の知的財産権ルール of 維持・発展に積極的に関与していく方針を示している。また、AI などの新技術や新分野における知的財産権についても、適切な司法保護を提供することを目指すことを表明した。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 11 月 8 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dff/202411/1989029.html>

★★★5. 深セン知的財産法廷と国家知識産権局、特許侵害訴訟と無効審判の合同審理を実施★★★

11 月 6 日、深セン知的財産法廷と国家知識産権局（CNIPA）専利局審判部は、特許権侵害裁判と係争中の特許の有効性を判断する無効審判の合同審理を行った。この取り組みは、特許紛争解決の効率化を目指すものであり、今後の協力体制の常態化に向けた重要な一歩となる。

従来、特許権侵害訴訟では、被告が特許無効の抗弁を提出することが多かったが、司法と行政が別々に手続きを行うため、情報共有に壁があり、これが課題となっていた。これを解消するため、深セン知的財産権法廷は知的財産権侵害に関する民事裁判と、それに関連する行政手続きを合同で審理するモデルを模索してきた。同法廷は CNIPA 審判部および深セン知的財産権保護センターと協力し、合同審理の実施に取り組んできた。

今回審理されたのは、「点对点接続を構築するシステムおよびその方法」に関する特許で、特許権者は台湾企業とその深センにある全額出資子会社である。今年 6 月、特許権者は家庭用カメラ製品に関して特許侵害を主張し、ある深セン企業を提訴した。一方、被告企業は国家知識産権局に特許の無効を請求し、紛争が並行して進行していた。

深セン知的財産権法廷の葉艷裁判官は、「本件は双方の重要な事業に関わるため、迅速な解決が求められている」と述べた。また、争点となった特許の安定性が家庭用監視装置分野の技術革新や市場に与える影響が大きかったため、合同審理が採用されたという。この方法により、訴訟の効率と質が向上し、企業の負担が軽減されることを狙っている。

深セン知的財産権法廷は今後も合同審理を推進し、紛争の迅速な解決を目指すとともに、企業が安定的に経済活動が続けられる環境づくりを支援していく方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 11 月 8 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202411/1989048.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 中米、オンライン販売の知的財産権侵害取り締まりで協力強化★★★

先日、中国国家市場監督管理総局（SAMR）と米国特許商標庁（USPTO）が共催する「2024 年オンライン販売における侵害商品取り締まりに関する中米行政法執行協力交流会」が浙江省杭州市で開催された。両国の法執行機関、司法部門、業界団体、企業、電子商取引プラットフォームなどから 200 名以上が参加した。

この会議は、国家市場監督管理総局と米国特許商標庁が今年 4 月に北京で締結した「知的財産権協力に関する覚書」を実行に移すための重要なステップとなるものである。会議では、「知的財産権の政策・法規の共有」、「知的財産権の法執行実務の交流」、「EC プラットフォームと権利者の協力による侵害商品の取り締まり」、「米国の法執行・司法状況の共有」、「典型事例の共有」といった 5 つのテーマ別の交流活動が行われた。参加者は、最新の情報や見解、経験を共有し、直面する課題についても議論を交わした。また、今後の情報・リソースの共有強化や、オンライン販売における侵害商品の取り締まり業務のレベル向上についても意見を交換した。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2024 年 11 月 11 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2024/art_129e093c99b8471aac66c801696e686c.html

★★★2. 国家市場監督管理総局、1～9 月に 3 万件余の商標権侵害と専利詐称事件を摘発★★★

中国の市場監督管理当局は知的財産権保護分野の法執行を強化し続けている。今年1～9月に全国の市場監督管理局は合わせて3万件以上の商標権侵害と専利詐称事件を摘発した。11月6日、上海で開催された第7回虹橋国際経済フォーラムの「知的財産権保護・侵害偽造行為取り締まり国際協力」サブフォーラムで、国家市場監督管理総局関係者が明らかにした。

市場監督管理部門は近年、「専利法実施細則」などの改正や法執行の継続的な強化、社会的な共同ガバナンス、国際交流協力の促進などに注力し、知的財産権の保護強化に取り組んでいる。法執行の分野においては、重点とされる分野、商品、地域に焦点を当て、「鉄拳」「守護」「剣網」「龍騰」などの特別行動を実施している。今年1～9月に全国の市場監督管理部門が摘発した商標権侵害と専利詐称事件は3万件を超え、全国範囲で実施される一斉廃棄処分イベントで200種類以上の3300トン、総額3.3億元に上る違法商品が廃棄処分された。

(出典：中国保護知識産権網 2024年11月8日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202411/1989046.html>

【華東地域】

★★★3. 上海市知識産権局、進博会の知財サービス強化に向け全方位的支援★★★

11月10日午後、6日間にわたる第7回中国国際輸入博覧会（進博会、CIIE）が上海で閉幕した。国家知識産権局（CNIPA）の指導の下、上海市知識産権局は進博会の知的財産サービスを全面的に強化するため、さまざまな施策を講じた。具体的には、「ワンストップ」専門サービス、「全チェーン」保護、多様な紛争解決手段、出展証明書取得に関するグリーンチャンネルの設置などが含まれた。

進博会期間中、同局は延べ145人の担当官を現場に派遣した。会場に設置された知的財産権に関する相談窓口では、国内外の権利者および出展企業からの知的財産に関する相談を148件受け付けたほか、会場内を巡回し、1000点以上の出品品やパネル、宣伝物などの検査を行った。また、300部以上の宣伝資料を配布し、商標権侵害に関する3件の苦情を処理し、1件の出展証明書を発行した。これにより、進博会および出展企業に対して、より確実な知的財産権保護と充実したサービス環境が提供された。

(出典：上海市知識産権局公式サイト 2024年11月12日)

<https://sipa.sh.gov.cn/ywzx/20241112/52d78abe1014417d89d943a243d32391.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 「百鎖千企」特許産業化推進プロジェクトが発足★★★

第7回中国国際輸入博覧会の関連イベントとして、「知的財産権とグリーンイノベーションの発展フォーラム」および「百鎖千企」特許産業化推進プロジェクトの発足式が上海で開催された。国家知識産権局（CNIPA）の盧鵬起副局長が会議に出席し、挨拶を行った。

盧副局長は、グリーン開発には産業間での密接な協力が不可欠であり、特に産業チェーンの上下流企業間での緊密な協力が重要だと強調した。また、各産業チェーン企業は、グリーン特許技術の転換と応用の加速、グリーン産業における知的財産権の協調的な発展メカニズムの構築を模索し、グリー

ン産業技術に関連する知的財産権の国際協力を積極的に推進すべきだと述べた。これにより、産業チェーンの強化と効率化、そして産業全体の高品質な発展が持続的に推進されると認識を示した。

「百鎖千企」特許産業化推進プロジェクトにはこれまでに 200 社以上の大手企業が参加しており、産学研の連携協力、特許集約型製品の開発と普及、標準必須特許の開示など、いくつかの段階的成果を上げているという。

(出典：中国知識産権资讯网 2024 年 11 月 14 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140922

★★★2. 広西・百色市、知的財産権活用でアルミ産業の競争力を強化 ★★★

中国南西部の広西チワン族自治区に位置するアルミニウム生産の重要拠点である百色市は、知的財産権の活用を通じて、アルミ産業の高品質な発展を支えている。

今年 9 月時点で、同市のアルミ産業企業は特許 836 件、商標 383 件を保有しており、前年同期比でそれぞれ 9.57%と 8.39%増加した。さらに、アルミ関連特許や商標を活用した製品の生産額は 38.92 億元に達している。また、43 社の企業が知的財産権を担保とした融資により、合計 3.52 億元の資金調達を実現した。これに加え、海外商標侵害リスクなど 47 件の問題が解決されている。

百色市は近年、「知的財産権直通車サービスプラットフォーム」を設置し、アルミ企業と知財管理部門や保護・サービス機関との効率的な連携を促進している。この取り組みにより、協調的な知財保護を実現するための仕組みが構築された。

現在、同市には 110 社のアルミ企業が直通車サービスの重点企業リストに登録され、迅速かつ「ワンストップ型」の知財保護サービスが提供されている。今年 9 月時点で、アルミ企業の中には国家レベルの知的財産権模範企業や優位企業が 10 社、自治区レベルの知的財産権優位企業や重点育成企業が 16 社あり、高価値特許育成示范センターの建設主体も 2 社に上る。また、4 件のアルミ関連専利導航（特許ナビゲーション）報告書が発表されており、これらの製品は東南アジア、中東、欧米など幅広い地域へ輸出されている。

(出典：中国知識産権资讯网 2024 年 11 月 13 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140916

★★★3. 中国企業トップ 500、研究開発への投資強化★★★

中国企業連合会と中国企業家協会はこのほど、2024 年版「中国企業トップ 500」ランキングを発表し、企業のイノベーション活動が活発化していることを示す前向きな兆しを見せた。

発表によると、2023 年の中国企業トップ 500 は、総額 1 兆 8137 億元を研究開発（R&D）に投資し、前年から 2350 億元増加した。増加率は 14.89%に達し、企業ごとの研究開発投入額は 39.17 億元で、前年の 35.80 億元から 9.41%の増加を記録した。また、研究開発への投入が企業の売上総額に占める割合は 1.90%で、前年から 0.05 ポイントの増加を見せ、2002 年以降の最高値を更新した。この結果、中国企業トップ 500 の平均研究開発強度は 7 年連続で向上している。

さらに、今年の中国企業トップ 500 は、合計 202.97 万件の専利（特許、実用新案、意匠）を出願

し、前年から 4.44 万件増加し、増加率は 7.66%。そのうち特許は全体の 43.83%を占める 89.96 万件、前年から 19.67%の増加となった。その割合は 2 年連続で減少した後、再び上昇傾向に転じ、前年より 4.40 ポイント増加した。

特に、民間企業の伸び率はより顕著であった。全国工商連が発表した「2024 年中国民間企業トップ 500 調査分析報告書」によると、民間企業トップ 500 は 66.67 万件の有効特許を保有し、前年から 9.39%の増加を記録した。うち、国内特許は 8.86%、国際特許は 13.61%の増加を示しており、民間企業のイノベーション活動が一層活発化していることが分かる。

(出典：国家知識産権網 2024 年 11 月 11 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/11/11/art_55_196023.html

★★★4. 中国 EV 業界が特許資産で資金調達、全国初の ABS 発行とパテントプール構築を発表★★★

11 月 6 日、中国初となる新エネルギー車 (EV) 産業の知的財産権を活用した証券化商品 (ABS) の発行イベントが広州開発区で開催された。この知財 ABS 商品は、EV 関連の技術を持つ企業が所有する特許権をリース会社に一時的に譲渡し、リース契約を通じて特許を再び実施する「ファイナンス・リース取引」モデルを採用している。これにより、企業はコア技術やブランドを手放すことなく資金調達を実現でき、技術革新と資金の流れ、産業の発展を一体化させる新たなモデルが提供される。

この商品は、国内で初めての EV 産業向け知財証券化商品であり、地域をまたいだ共同発行モデルとしての試みでもある。今回の発行には、広州開発区を拠点とする 7 社を含む全国の EV 関連企業 15 社が参加しており、35 件の特許が基盤資産として活用され、発行総額は 1.14 億元に上る。

さらに、このイベントでは EV 産業の知的財産権を共有する「全国 EV 産業パテントプール」の構築も発表され、一汽 (FAW)、東風、長安、BYD、吉利、NIO (蔚来) など、中国を代表する 20 社以上が参画した。知財の共有を通じて、EV 産業全体の技術力向上と国際競争力の強化を目指しており、中国の EV 産業のさらなる成長を支える基盤になると期待されている。

(出典：中国知識産権資訊網 2024 年 11 月 8 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140892

○ 統計関連

★★★1. 中国の特許出願件数が再び世界 1 位に WIPO 年次報告書発表★★★

世界知的所有権機関 (WIPO) は現地時間 11 月 7 日、年次報告書「世界知的財産指標 (WIPI) 2024」を発表した。同報告書によれば、2023 年の世界全体の特許出願件数は初めて 350 万件を超え、過去最多を更新した。厳しいマクロ経済環境の中でも、4 年連続で増加を続けている。

国別では、中国が 164 万件の特許出願で世界 1 位となった。これに米国 (51 万 8364 件)、日本 (41 万 4413 件)、韓国 (28 万 7954 件)、ドイツ (13 万 3053 件) が続いた。特にインドの出願件数は 6 万 4480 件で、前年から 15.7%増加し、5 年連続で 2 桁の増加率を維持している。

技術分野別では、コンピューター技術が引き続き最も多くの特許出願で取り上げられ、全体の

12.4%を占めた。これに電気機械（6.8%）、計測（5.9%）、医療技術（5.4%）、デジタル通信（5.3%）が続いた。

また、2023年の世界全体の特許、商標、意匠の出願活動はアジアへの集中が顕著で、それぞれ68.7%、66.7%、69%を占めた。アジアの出願活動は中国、日本、韓国の3カ国に集中しており、アジア全体に占める割合は特許で91.1%、商標で77.0%、意匠で87.2%に達した。

(出典：広東省知識産権保護センターWechat 公式アカウント 2024年11月13日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/6wnzc9LMTzW4MYg564416Q>

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年3回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved